定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年六月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年五月二十三日

北海道爾志郡乙部町字緑町二四三番地の二

株式会社林組

代表取締役　林　勲

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年六月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に株券は無効となります。

平成二十八年五月二十三日

山形市穂積八五番地　遠藤商事株式会社

代表取締役　遠藤　靖彦

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年六月九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年五月二十三日

東京都大田区平和島六丁目二番二五号

東京団地冷蔵株式会社

代表取締役　松本　義明

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年六月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年五月二十三日

徳島県徳島市川内町平石夷野二二四番地二

○　シオノギファーマケミカル株式会社

代表取締役　武智　正三

合併につき株券等提出公告

当社は、信州ヤマヨ運輸株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十八年六月三十日までに当社にご提出下さい。

平成二十八年五月二十三日

静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町九五八番地

東海ヤマヨ運輸株式会社

代表取締役　工藤　剛

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である林徳広が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年五月二十三日

愛知県小牧市大字間々原新田九二九番地の一

ウッズ・プランニング・インコーポレイテッド

日本における代表者　林　徳広

限定承認公告

本籍東京都八王子市高倉町四七番地二、最後の住所東京都八王子市美山町八七五番地の六

被相続人　亡　五十嵐政巳

右被相続人は平成二十八年一月三十一日死亡し、その相続人は平成二十八年五月九日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十三日

千葉県君津市君津台三丁目一八番一〇号

限定承認者　五十嵐啓子

限定承認公告

本籍富山県中新川郡立山町岩峅寺九一番地、最後の住所富山県富山市大町二八〇番地の二

西野アパート六号室

被相続人　亡　阿川　延吉

右被相続人は平成二十七年三月二十日死亡し、その相続人は平成二十八年五月十一日富山家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十三日

東京都立川市緑町三二五六番地多摩緑第一住宅五〇六号室　限定承認者　豊田　照子

限定承認公告

本籍神戸市北区有野台四丁目二〇番地一二、最後の住所神戸市北区有野台四丁目二〇番の一二

被相続人　亡　甲斐田勝己

右被相続人は平成二十八年一月十七日死亡し、その相続人は平成二十八年四月十三日神戸家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十三日

神戸市長田区駒ヶ林町三丁目一八番九号

グランコートル・パン一〇一号

相続財産管理人　甲斐田勝俊

信用事業譲渡公告

当組合は、信用事業を平成二十八年五月二十二日をもって東京都信用農業協同組合連合会（東京都立川市柴崎町三丁目五番二五号）に譲渡いたしました。

以上、農業協同組合法第五十条の二第五項に基づき公告いたします。

平成二十八年五月二十三日

東京都八丈島八丈町大賀郷一五三六番地

東京島しょ農業協同組合

代表理事組合長　菊池　勝男

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額五十八億五千九百万円を十三億三千万円減少して四十五億二千九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年四月六日

掲載頁　六十三頁（号外第八十一号）

平成二十八年五月二十三日

東京都港区元赤坂一丁目一番八号株式会社赤坂国際会計内

特定目的会社ストローク・インベストメンツ

取締役　荒川　和也

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金三億五千万円減少し金百七十六億六千五百万円とし、発行済優先出資総口数三十六万三百口のうち七千口を一口につき金五万円をもって有償消却し、消却に要する金額を金三億五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十七年六月二十九日付官報の号外第百四十五号百八十二頁に掲載されています。

平成二十八年五月二十三日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号

青海Q区画特定目的会社

取締役　須貝　信

訂正公告

平成二十八年五月十七日掲載の資本金の額の減少公告中、「資本金の額を八千万円減少し八千万円とする」とあるは「資本金の額を八千万円減少し八千万円とする」の誤りにつき訂正します。

平成二十八年五月二十三日

東京都千代田区神田小川町一丁目三番一号

東京コンテナ工業株式会社

代表取締役　黒崎　素弘

正誤

ページ	段	行	誤	正
三八九	上	終りから八	法律第二十三号	法律第二十一号
二七	下	終りから一一	平成十年総理府令第四十三号	平成二十三年内閣府令第五十五号

（印刷誤り）

公布内閣府令第二十二号（特定非営利活動促進法施行規則及び公共施設等運営権登録令施行規則の一部を改正する内閣府令）

（原稿誤り）

公布財務省令第四十一号（法人税法施行規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

一三六ページ別表十八の三中

「

			地及び土地の上に存する権利の譲渡に係る税額特別控除取戻税額

」

は

「

			地及び土地の上に存する権利の譲渡に係る税額特別控除取戻税額
			00

」

の誤り。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　五月二十三日付第一一二号

八〇ページ●同日付政府調達第九四号八〇ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）